

(ヒートポンプ冷暖房機)

第10条の2 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。(せ)

- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。(せ)
- (2) 防振のための措置を講ずること。(せ)
- (3) 排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。(せ)

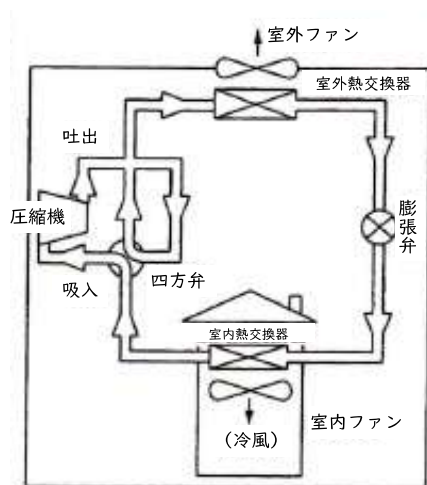
2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第10号から第15号まで、第18号、第18号の2及び第19号、第2項第5号並びに第3項を除く。)の規定を準用する。(せ)

【解説】

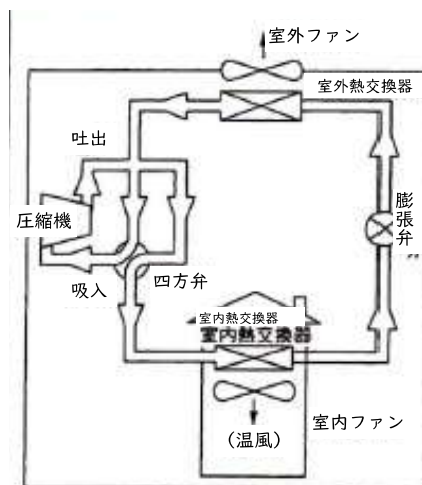
本条は、ヒートポンプ冷暖房機(液体燃料及び気体燃料を使用する内燃機関により、冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備(第10の2-1図参照))の内燃機関の位置、構造及び管理の基準を定めたものである。

図10の2-1 ヒートポンプ冷暖房機の仕組み

冷房時



暖房時



- 1 ヒートポンプ冷暖房機の建築物及び可燃性物品からの離隔距離は告示1号によって得られる距離以上とする必要があるが、(一財)日本ガス機器検査協会が定めた防火性能基準に適合したものについては、防火性能が確保され、安全性が高いものとなっていることから、当該設備に貼付されている認証ラベルに記載されている離隔距離として差し支えない。
- 2 第1項第2号の「防振のための措置」とは、内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すか、又はスプリング、ゴム、砂、コルク等により振動を吸収する構造とすることをいう。

3 第1項第3号の「排気筒」とは、内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいう。

「防火上有効な構造」とは、排気筒の遮熱材を不燃材料にすることの他に、排気筒を可燃物と接触させないこと及び排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の附近に排気口を設けないようにすることが含まれ、排気筒の位置、構造及び管理については、条例第9条が適用される。

4 第2項は、第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第10号から第15号まで、第18号、第18号の2及び第19号、第2項第5号並びに第3項を除いて、ヒートポンプ冷暖房機に準用されることを規定している。